

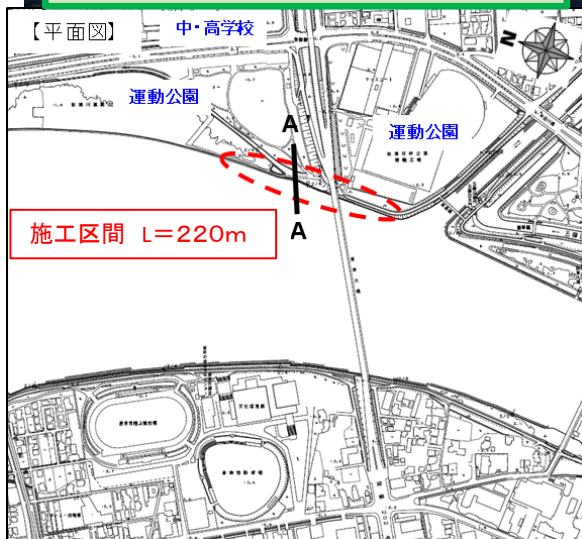
令和7年度の事業紹介(1)

干潟の生物に配慮した施工をすすめています。

武雄河川事務所では、施工した松浦川堤防護岸補修工事（唐津市鏡）に伴う工事用通路設置により底生動物（エビ、貝等）への影響が懸念されるため、事前に調査を行いました。その結果、数種類の重要種が確認されたため、去る令和7年9月19日、職員で底生動物の移植を行いました。移植先については有識者から助言をしていただくなど、希少種の保全に留意し、良好な河川環境を守っていくことに努めました。

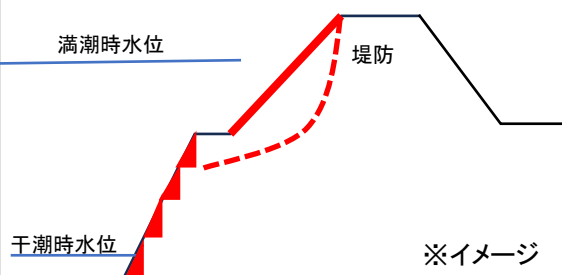


施工箇所(位置図)



施工内容

堤防護岸の土砂流出で堤体断面が欠損したため、コンクリートブロック張りで施工し機能向上を図りました。



発行所

武雄河川事務所
松浦川出張所
唐津市原1754

TEL(0955)77-1735
FAX(0955)77-3544

ホームページアドレス
<https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>



4月1日
第28号

紙面の問い合わせ
上記発行所



松浦川・徳須恵川・蔵木川
の情報に
ついてお話し
します。

令和7年度の事業紹介(2)



ヤギVSイノシシ????

武雄河川事務所では、イノシシによる獣害を予防するため、イノシシが他の動物の存在を警戒するという特性に着目し、去る令和7年11月10日から17日までの間、河川の敷地内において試行的にヤギの放牧を実施しました。

この取り組みで得られた成果は、

- ① 雑草繁茂の解消
- ② イノシシの退散
- ③ ヤギの空腹解消

という、いわば「三方よし」だったと感じられます。

また、令和7年12月9日付け佐賀新聞に掲載され、ヤギの選定の際に居合わせたユーチューバーの方から取材を受けました。

市民の皆様へのお願い(1)

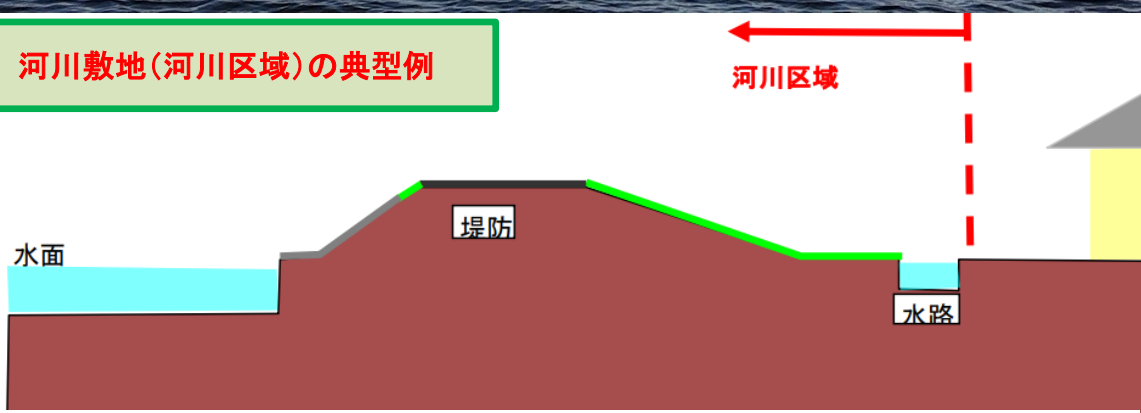
- ・河川敷地に許可無く工作物を設置したり排他的に使用することは河川法に違反します。
- ・ご自分の土地と河川敷地との境界を確認いただき、不法占用とならないようご注意ください。
- ・工作物等が河川敷地にはみ出している場合は敷地外に移動してください。
- ・河川敷地での「家庭菜園」も不法となります。
- ・河川敷地の占用は「公共性」「生活や事業のためにやむを得ない場合」にのみ、許可を受け使用できる場合があります。

※占用とは・・・河川や道路などの公共の場所を独占的かつ継続的に使用すること

不法占用の事例 (松浦川水系の物ではありません。)



河川敷地(河川区域)の典型例



(注) 典型例以外でも「河川区域」内の土地がありますので、工作物を設置する際は河川管理者に相談してください。

市民の皆様へのお願い(2)

- ・松浦川の松浦大堰（唐津市原）の上流50mから下流50mまでの範囲は立入禁止区域となっております。
堰操作による水位の変動があり危険ですから、その附近への立入はご遠慮下さい。
なお、佐賀県内水面漁場管理委員会で水産動物の採捕禁止とされています。
- ・また、河川区域内でゴルフを行うことは他の方々への影響や危険も大きいことから、行わないで下さい。

堰操作による水位の変動があり危険ですから、入らないようにね！



刈草を使ってみませんか？

- ・松浦川出張所では、法崩れや小動物による掘り起しなど、堤防の健全度を点検するため、年2回堤防の除草を行っています。
- ・この除草では大量の刈草が発生しますが、処分費低減のため、リサイクル処分を進めています。
- ・今年度も、敷きわらや堆肥などに有効利用していただける方に無料で刈草を提供いたします。



詳しいお問い合わせはこちらまで

武雄河川事務所 松浦川出張所 (0955)77-1735